

## 神戸地方裁判所委員会（第3回） 議事概要

### 1 日時

平成16年6月22日（火）13：30～16：00

### 2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

（委員）浅田文子，鵜飼卓，加藤敏員，酒井茂樹，角田嘉宏，芹田健太郎，  
玉岡かおる，福田康代，藤野亮司，松山恒昭，村上早百合，森岡安廣，  
吉田博（五十音順。敬称略）

（庶務）舟橋信夫，森田博，寺田行廣，油谷和夫，西山実，米沢弘治，木村貴志

### 4 議題

- (1) 第2回神戸地方裁判所委員会後の広報活動について
- (2) 第2回神戸地方裁判所委員会までの意見に対する裁判所の取組について
- (3) 「裁判所の広報の在り方について」の意見交換
- (4) 次回テーマ
- (5) 次回期日

### 5 議事

- (1) 第2回神戸地方裁判所委員会後の広報活動について

3，5及び6月の「神戸裁判デー」，憲法週間行事「裁判所体験3Days」，出前講義について，事務局から説明した。

なお，及び の実施結果については，ホームページのお知らせコーナーに掲載している。 の実施結果については，近日中にホームページのお知らせコーナーに掲載を予定している。

- (2) 第2回神戸地方裁判所委員会までの意見に対する裁判所の取組について

ア 市役所等の相談窓口等にパンフレットを置くとよいという意見に対して：  
簡易裁判所の手続に関するパンフレット等を，兵庫県下の各市区町，警察署，  
労働基準監督署及び県生活科学センター等へ送付している。今後，市民の利  
便も考え，送付先を再検討する。

イ ホームページの中に出前講義の記載が少ないという意見に対して：新しい  
内容に更新した。

ウ 神戸地方裁判所のホームページのアクセス数をカウントできるようにするとの意見に対して：上級庁に照会したところ，前向きに検討したいとの回答があった（その後，7月1日からカウントできるようになった。）。

エ 神戸地方裁判所独自のホームページを設けるとの意見に対して：お知らせコーナーの充実を図るため，各部署の職員を集めて，検討プロジェクトを立ち上げた。

オ 上記取組に対する委員の意見：

委員：広報は，要は内容だと思うが，神戸地裁のホームページは，ただ文章だけの告知で本当に硬く，見る人にとっては中身が分かりにくい。文字情報だけというのは，非常に原始的なネットの使い方で，少なくとも，もう少しイラストを使って分かりやすくするといった工夫が必要だと思う。

例えば，出前講義をしたのだったら，その体験記を載せるとか，もっと写真を載せるようにして，しかもこれらを一つの画面と一緒に載せるのではなく，クリックすればどんどんウィンドウが開いて深い情報が入ってくる，といった構造にすればよいと思う。

兵庫県ではトライアルウィークが実施されているが，実際に子供を裁判所に来させれば，そこから入ってくる情報というのは非常に波及効果が大いだと思うので，ぜひトライアルのようなこともされているならホームページの中で見せていただきたい。現状では，親しみを持つというページ作りには全然なっていないくて残念だ。

委員：出前講義については，県で講師登録を受け付けていて，そこに登録をするとかかなり反響があると思う。

委員：マスコミが取り上げる場合には内容が非常に重要で，例えば，子供たちが模擬裁判をやるとかそういう話題性のあることをやって，それを取材してPRすると，読者に知らされて，それをきっかけにまた広がっていくということがあるので，イベント的なことを考えたらどうか。

委員：ホームページの裁判デーの構成は，前と比べると写真が一つ入っているだけで随分と変わったと感じている。他の裁判所に比べると，神戸地方裁判所のホームページはかなり充実していると感じた。出前講義のところでは，やりますという広報ではなくて，やりましたという広報が必要なのではないか。

委員：トライアルウィークは，兵庫県下で中学生が，校外授業の一環として，例

例えば市役所とか病院とか，それから工場とかいるんなところへ行って，社会生活を体験するというものであるが，あれは中学生にとっては本当に社会を知るという意味で意義がある。受け入れる方は結構大変だが，裁判所を広報するという意味では非常に意義があると思う。例えば病院などでは，女子生徒に看護師の格好をさせてみるとか，それから看護師が指導してベトナムメイクさせたりしている。

委員：3月の神戸裁判デーに参加したが，学生は裁判か法律に興味を持っている人だなとわかるが，それ以外の方はどういう人が来ているのかなと思った。意見としては，このような内容のある行事だったら，裁判の傍聴はともかく後の説明などは夕方にして，仕事帰りの人にも参加できるようにしたらもっと広がるという気がした。

委員：出前講義については，基本的には民事関係の裁判の問題は経済界と非常に密接に関係があると思う。経済団体というのは代表的なものは神戸では商工会議所，経済同友会，兵庫県経営者協会，神戸貿易協会，兵庫県工業会，神戸青年会議所があるが，経済界関係にもそういう出前講義ができるということを広報していただきたい。それから，例えばロータリークラブとかライオンズクラブとかキワニスクラブとかそういう団体もあって，これは大体ほとんど経営者がメンバーになっている会だが，そういうところでも皆それぞれスピーカーに困っているのだから，裁判所から出てきてくれると言ったら喜ぶと思う。

### (3) 「裁判所の広報の在り方について」の意見交換

委員：前回，基本的に裁判所とか法律家というのは，総論から入って各論へ行くから，各論から入って総論を導くということが必要だと申し上げた。具体的に言うと，皆，裁判所にどのような疑問を持っているか，例えば，民事訴訟で，裁判所に行って，大体5分ぐらいで次回期日を決めて終わる。民事訴訟の裁判手続というのは準備手続があって，口頭弁論があって，書類を出して，陳述しますという形で進んでいく。ところが，傍聴に来た人はどう進んでいるのか何にもわからない。口頭弁論と言いながら書類だけで審査するというふうに素人は思っている。裁判所へ行って相談したことが将来，裁判になったらどうなるだろうという問題も出てくる。それから，裁判官の生活という非常に身近な話から裁判所というのはどういうことをしているんだというこ

とを広報していただく。広報する手段としてそういう身近な問題から取り上げて、庶民感情に合った話をしてもらえたらありがたい。また、裁判の公開ということからいうと、どこまで公開をできているのか庶民は分かっていない。それはできないとか、できるということを明確にしてあげる必要があると思う。要するに、日本の裁判所は昔からお上の判断だから、公平な判断してもらえるということだが、欧米の裁判所はちょっと違う。そこの違いがあって、どこまで公開されているのかというのが日本人にはよく分かってないということも裁判所に対する根本の問題だと思う。それから裁判官は今ものすごく忙しいと思う。それを皆知らない。そういうことをある程度広報してもいいと思う。

委員：採用試験受験者用のパンフレットは、多分コンサルタントに任せていると思われるので、なかなかレイアウトもきれいだし、見やすくなっているが、なぜこのノウハウがホームページに活かされないのかとすごく不思議に思う。先輩からのメッセージということで、普通だったらインタビューをしたり、プロフィールを掲載したり、抱負を語らせるという手法で終わるが、1日ドキュメントにしているのがよい。

裁判所のナビをするような裁判官を象徴するキャラクターを使って、架空ではあるけれども普遍的な裁判官の1日ドキュメントをすれば、非常に裁判官を身近に感じると思う。現に、このパンフレットの事務官の1日のドキュメントを見ていて、血の通った職員がいるんだということが分かっただけでも、こういうページは意義深いと思う。だから、裁判所というのは決して垣根の高いところじゃなくて、血の通った温かい人間が皆さんのためになるように働いているということに焦点を当てていかないといけないと思う。

どうすれば身近にできるかという点だが、ホームページに5月の神戸裁判デーで交通事件の説明を実施したと書いてあり、それだったらもっと知りたかったのにと考えた。なのに、知りたい情報がここには出ていないというのは作り方がまずい。説明の内容という項目を立てるのではなく、いきなり「事故を起こしてしまった。そのときあなたは。」というふうな見出しでボーンと出して、こんなときどこに連絡すればいいのとかいうふうにして、このケースを説明していただくとよかったのではないかと。抽象的に書くのではなく、こんな事象について話をしましたと挙げていただくと、あとの参加者

の感想が生きてくると思う。何が話されたのかがさっぱり分からない状況では、非常にページを損していると思う。

6月の裁判デーでは、今の不況の世の中ではよそ事とは思えない自己破産について扱ったということだが、「新聞やニュースでよく耳にする自己破産などについて詳しく説明していただいた。」という参加者の感想を見て初めてそれが分かる。内容を見るとどこにもそんなことが書いてなくて、破産事件や民事執行事件を専門的にだらだら難しい言葉で書かれているので、全然ぴんと来ない。自己破産についてはどんな話をしたかという内容をここでもドンと出すべきだと思う。さらにページの作り方で、1, 2, 今後の予定で終わってしまっているが、もっと詳しく知りたい場合は、こういうページにいくと閲覧できますよというふうな3番目の括弧をつけて、さらに専門的に知りたい、相談したいという方の導きの道しるべを作っていただきたいと思う。一般市民といっても求めるニーズというのは多様化しているので、初期段階でいい方はこれで終わるし、さらに進みたい方はこちらへどうぞというインフォメーションをつけてもらいたいと思う。

最後に、卑近な例だが、現在テレビ番組で、ドラマ以上に視聴率をとっているのが「行列のできる法律相談所」という番組だが、自分もいつかそういう目に遭うかもしれない、もしくはそういう目に遭ったという人たちが人ごとと思わず見るから視聴率がとれると思う。その番組は最後に、これで慰謝料を取れるかどうか、何%という判定が出るというところで非常に納得して終われるという構成になっているので、ページの作り方もそこで体験をさせて、シミュレーションをさせて、人ごとじゃない、自分のことだと身近に感じさせたのはいいけど、この場合どうなるんだというサンプル例でもいいので、こういう例では裁判は負けますよ、勝ちますよとか、こんな件数が幾らありますよという数字を示していただきたいと思う。

ということで、ホームページ作りには非常に課題が大きいですが、逆にいうと、ホームページは自分の家にいながらにしていつでも、裁判所の門を叩くことができるので、ホームページを充実することが何よりの広報だということ声を大にしてお願いしたいと思う。ホームページもプロの手を入れたらどうか。

委員：裁判デーの話が続いていたが、私自身は傍聴をしたいとは思わない。その

場で真剣にかかわっている人たちの横で見ているというようなことは、気分的にはできない。だから、裁判デーということをどこまで広げていくのかということがちょっと気になる。

委員：刑事事件の裁判デーに行ったが、なかなかおもしろかったし、来ている人も様子を見ていたら非常に興味を持って、寝ている人は一人もいなかったような感じで参加していたように思うので、広報の内容としては非常にいいけれども、それをもっと広くというのが私の感想である。

最高裁のホームページの司法統計は素人には非常に見にくい。しかし、委員会通信第2号は、神戸地方裁判所と神戸簡易裁判所の分だけだが、統計的なことが明確になっていて、この資料も良かったと思う。そういう見やすいものをもっと作ってほしい。

委員：傍聴については、裁判にかかわるようなことになってしまったときに、周りに人がいるというのは本当に嫌なものだろうと思う。

委員会通信は、事件の概要とかいろいろ書いてあって参考になった。大阪の離婚調停で、替え玉というのがあったが、ああいうことは本当に見抜けないのだろうとか、また、薬害の提訴とかも大変だろうとか思う。裁判所の仕事も大変だと言われていたが、最近警察の方と話をすることがあって、拘置所が満杯で、遠方で留置しているので、取調べのためにはそこまで行かないといけないというようなことも聞いて、ますます本当に大変な仕事だなと思っている。

委員：私もおよそ裁判所と縁がなかったので、一度傍聴をした。皆さんのお話のとおり、いかにも堅いという印象は一般市民だれもが受けていると思うので、普通の企業などではどういうPRをするだろうかということを考えた方がいいと思う。市民が多数で傍聴に行くという機会ができれば、むしろいいことだろう。いかにも裁判所というのは敷居が高いところなので、町内会などにアピールして裁判所にいらっしやいませんかというようなこともしたらいいのではないか。

裁判員制度はわけのわからないままに法律が通った、しかも何か恐ろしいという印象を与えているのではないのかと思う。例えば、守秘義務の問題だとか、裁判員に任命されたら拒否できないというような話とか、裁判所側からできるだけ一般市民に分かりやすく、協力してもらいやすくするというこ

とが非常に重要なことではないだろうか。

委員：広報について、市民と裁判所との意識のギャップというのが非常に大きいということがあると思う。やはり広報という場合、テクニックはもちろん大事だが、一番重要なのはマインドというか、広報する側の意識の問題であって、何のために広報するのかということがしっかりしていないと中身がないということになってしまうと思う。

数年前に日独裁判官物語というドキュメンタリー映画を見て目からうろこが落ちた記憶がある。ドイツの裁判所と日本の裁判所あるいは裁判官の生の現実を比較して伝えている映画だったが、まず、ドイツでは、市民の中に裁判所なり裁判官が溶け込んでいるというところが一番大きな違いだったと思う。そのあたりを考えると、広報をやる上でもやはり裁判所が市民の側に立つんだという意識をまず持たないと、市民の側からも親近感を覚ええないと思う。そういう意味では、まず所内の意識改革というのか、何のために広報するんだということを裁判所の側がもっと必要性というものを認識することが一番大切ではないかと思う。先ほどから出ているように裁判員制度も導入されて、これからもっと市民が裁判にかかわっていくということが出てくると思うが、そういう場合にもお上意識で接するのでは、やはり怖いとか、かわりたくないということになってしまうと思う。

委員：裁判員制度は、法律ができて5年以内に施行ということなので、平成21年4月ごろから実施されるのではないかと思う。裁判所の方もそれに伴った人的、物的態勢をどうするのかとか、いろいろ手続が変わるが、裁判員制度の審理をどのように構築していったらいいとか、国民の皆さんに裁判員制度をよく理解してもらって、やってみようと思ってもらえる広報活動をどのようにしていったらいいか、というようなことを検討する委員会を作ろうという段取りが進んでいる。そういう中で、特に今の裁判員制度についての広報で、御意見を参考にしながら何とか理解を持ってもらえるようにしたいと思っている。

裁判員制度が怖いという印象を与えているというのは、何か国民に義務を強いる、そして、やりたくもない裁判の仕事を無理やりやらされるという印象を持たせてしまっているという感じはする。もともと裁判員制度を作ろうというのは、国民自体が主体的に司法に参加していくものを取り入れようと

ということで始まった。裁判員制度ができると、もっと検察官、弁護人が議論をやる、証人尋問ももっと活性化するという感じの審理になるのではないかなというふうに思うので、口頭主義という意味ではより実際にそれに近づくということになると思っている。

集団で傍聴するのはどうかということだが、裁判所としては、その裁判所でどういうことをやっているのか、どうすればもっと利用してもらえるのかということを理解してもらうためには、民事でも刑事でも傍聴してもらうというのは非常にいいことだと思う。被告人の側に立ってみれば、余り見られたくないというような気持ちは分からないではないが、やはり裁判に対する国民の理解を深めるためには、積極的にたくさんの人たちに傍聴してもらいたいと思う。ただ事件によっては、御遠慮いただいた方がいいかなというものがないわけではない。しかし、カメラを使って別室で証人尋問を行うビデオリンクとか、証人と被告人との間を遮蔽するとかして、できるだけ証人などのプライバシーを守り、恥ずかしい思いをさせないように配慮するような制度もできつつあるので、そこら辺もあわせて傍聴してもらったら理解してもらえるかなと思っている。

委員：裁判員制度は検察庁にとっても非常に重大な変革だし、どうやって対応していくのか、国民の皆さんにどうやって協力してもらうのか、過料でおどかして無理やりというんじゃなくて、行ってみようという気になってもらわなければいけない。そのための広報活動は検察庁でも、あるいは弁護士会でも抱えている問題だと思う。その一つの方法として、実際に傍聴してもらうこともあるのかと思う。

ただ、従前の法廷傍聴を見ていると説明は余りない。だから、傍聴を受け入れる場合にはその前後の時間をたっぷり取って、事前に、この事件はこういう事件です、あるいは検察官から、この事件はこういう事件だからこうやって立証するつもりです、あるいは弁護士の方から、この事件についてはこうやって弁護するつもりですという方針を説明していただく。そして、実際に見てもらった後はまた解説という形で、じっくり時間をかけて見てもらわないと本当の意味の国民の皆さんに理解してもらえる傍聴にはならないと考えている。

そういった意味では、裁判所、検察庁、弁護士会それぞれが協力しながら



広報活動を進めていく必要があると考えている。

委員：市役所というのは、裁判所とは一番深い関係にあると思うし、市民は市役所には身近に感じて行きやすい。市役所に裁判所のパンフレットを置いてもらって、それを説明するために裁判所の人が出張して、そこにコーナーを作って、パンフレットを渡しながら裁判所についての説明をしていただく。そうすると、市役所に行かれた方は、じかにその足で裁判所に来やすいのではないかと思った。

パンフレットについて、文章だけでは普通の人にとってはちょっと分かりにくいから、イラストが入っていると、分かりやすいと思う。

裁判所も市民の方に対して、このように広報について考えているし、市民の方も裁判所についていろいろ聞きたいが、その両方の間にはかけ橋みたいなところ、例えば市役所がその一番いい場所ではないかと思った。

委員：大学は教官がいて、事務官がいて、学生がいるが、その3者構成の中で教官が一番威張っていて、だれからも意見を聞くことがなかった。その中で、大学で一番最初にやったことは、学生たちが大学祭をやる、そこでしぶしぶキャンパスを公開する。それから、例えば音楽会をやるというふうなものもかなり進んできて、その次は公開講座をやってきた。

何でそんなことをするのかというところが大事なところだが、これまでは、知的なものを市民とか大学以外の人たちと共有するという意識は多分ほとんどなかった。専門家だけでしっかりやっていけばいいんだという意識が大変強くて、知的なものを皆さんと共有していく、そして皆さんの支えで専門家もさらにできるという意識はなかったように思う。そして、これは今でも難しいところだと思う。

自分の経験からすると、外国の首都へ行くと最高裁を大体どこでも見せてもらってきたが、日本だけは余り行ったりしないで過ごしてきた。日本の裁判所はやはり入りにくい。例えば、裁判所の敷地が開放されるかということ、大変難しい。開放してもいいんじゃないか。徐々にそういうふうにしていくと、裁判所が人に近寄りやすいものになっていくんじゃないかと思う。その際、一番大事なのは、裁判官あるいは警察官、検察官も同じだが、司法というものが上に立っているというんじゃないで、皆さんと同じで社会を守っているという意識を国民との間で共有しないことにはとても動いていけないん

じゃないかと思う。

だから、広報の一番大事なところは、広い意味では社会を共有するという  
ことかと思うが、裁判所も、裁判に参加してあなたたちが社会を守るという  
意識を強調したものを出不さないといけないんじゃないかと思う。

大学の中での広報には限界がある。教官と事務官では事務官が教官に遠慮  
する。民間の業者を入れると、民間の業者と事務官は対等だし、民間の業者  
は教官と対等で、これで一つのものをつくり上げるという意識が平等の上に  
成り立っていて、それで多分初めていいものができ上がってくる。

裁判所内部でホームページなどを全部作っているの、そういう裁判所と  
いうものと対等の何かがないんじゃないのか、まず意識改善すれば、いいも  
のができる上がるんじゃないかなという気がしている。

委員：私は、裁判所の広報の最低限の目的は、非常に身近なものとして庶民と裁  
判所の距離を短くするための広報であるというふうに解釈している。

委員：広報の目的も、裁判所の場合、民事事件と刑事事件と二つある。民事の方  
だったら敷居が低く、何か困ったことがあったら裁判所に、紛争解決機関と  
して裁判所を利用しやすいものにしていくという広報が必要になってくる。  
刑事の場合は、自分たちの安全を自分たちで守るという意識を持ってもらい、  
その中で裁判所というものを身近に感じてもらいたいということになってく  
るんだろうと思う。民事でも刑事でも究極的に裁判所を身近なものに感じて  
もらいたいというのはあるけれども、その根底にはちょっと種類の違う発想  
があるというふうに思う。

委員：広報の目的というのはそんなに難しいものではないと思う。要するに現行  
の裁判制度を皆さんに分かってもらいたいということだと思う。

一般の方は民事でも刑事の裁判と同じように正義を実行すると思っている。  
当事者主義ということを知らない。民事の場合には当事者が主張と立証を行  
った範囲内だけで裁判官は判断するわけであって、何も正義を実行するわけ  
ではない。ところが、刑事の場合にはどちらかという正義を実行するとい  
うか、公正なる刑罰を与えることである。裁判所の決定は民事の場合も正義  
を実行するための判決だと思っている人が大多数である。

東京地裁の青色ダイオードの事件で200億円支払えという判決が出たが、  
主張と立証との間の問題があったりするので必ずしも正義ではない。ところ

が、お上の正義を実行した判断だというふうにとらえている人もたくさんいる。それから非常に素朴な話としては、非常に極悪非道な犯罪者にも弁護が必要なのかというのは皆思っている民衆感情である。

そういう現行の裁判制度もPRしないといけないと思う。それから、弁護士の費用などもかかるが、刑事裁判の費用は、捜査費用も含めて国から出ている。そんなことも治安を守るため、あるいはそういう公正なる処罰をするためにはお金がかかっているということも広報しないと問題だと思う。そういうのは一つ一つ具体的に話していった方が庶民感情としては分かりやすいと思う。

委員：出前講義は裁判所、弁護士会、検察庁でもしていると思うが、これから裁判員制度もあるので、充実させていくことは必要だと思う。弁護士会では、平成15年には年間30講義を実施しているが、連携して実施することも検討されたい。

テレビ報道では、法廷の冒頭だけが出てくるが、もう少し裁判所の側から利用できるようなことが何かないのか、あれこそ一番効果が高いんじゃないかと思う。

弁護士会では司法記者、それから民放記者とも懇談会をやっているが、そういうところで話していると思わぬ話も出てくる。記者の方々は毎日裁判所内を飛び回って仕事をしておられるので、その意見を聴くことを何か裁判所の方でしていることがあれば教えていただきたい。

前日も申し上げたが、神戸地方裁判所で構成できる独自のホームページがあればいいのではないか。

記念行事については、先に出てたようなことを充実させていけばいいと思う。

職員も大変だと思うので、広報関係事業のアウトソーシングというのでも検討されてはいかがかと思う。弁護士会でも外部に委託している。それ以外に、例えば裁判傍聴にしても裁判所を退職した人に委託するとか、何かそういうことができないのかと思った。

各市町は広報誌をつくっているので、支部で、近辺の市町の広報誌の中に枠を設けて載せるような、市町との連携ができないかと思う。

支部では広報に人を割くことはできないのではないかと思うので、裁判傍

聴にしても何にしても，神戸だけの実施に終わってしまうのではないか。そういうことが対応できるような，結局は人員ということになるのかもしれないが，そういう態勢をつくってもらいたいと思う。

私が一番言いたいのは，是非所長にテレビにどんどん出ていただきたいということだ。これで裁判所としては非常に具体的なイメージを持って市民に受け入れてもらえるのではないかと思う。

委員長：市町との連携については，全支部ではないが，既に，例えば浜坂簡易裁判所，篠山簡易裁判所や龍野支部などで，地元の市町にお願いして広報誌に案内を載せてもらったりした。そうすると，成果があって，窓口相談に来たりというようなことがあるようである。

それから，支部で広報を実施できる態勢づくりというのはなかなか人数の関係で難しいところはあるが，傍聴に来てくれた場合にはちゃんと案内できる態勢にはなっているし，姫路支部などは若手裁判官がいろいろと説明して，学生の場合には，模擬裁判的なことまでしているという報告も聞いている。

それから，所長がインタビューに応じるというのは，そのような話もあるが，まだ実現はしていない。記者との交流はできるだけ持つようにしている。実は，この1月から記者レクチャーというか，懇談会を月1回，記者に集まってもらって，私が神戸地方裁判所の現状とか問題点，これから1か月の間にある判決の事案の概要と争点とかというようなことを説明している。

ところで，先に法廷にカメラが入る話が出たが，法廷にカメラが入ることについては委員の皆さんはどのように考えているのか。

委員：コメンテーターなどでほんの数秒出るだけですごい反響があるので，むやみに所長がテレビに出るのは非常に怖いと思う。1つの言葉に引っかかって電話がパンクということがある。

報道の際の法廷の映像の下に，傍聴できますというコメントが，裁判官のバストショットと同時に，必ずワンセットで出るというような決まりができたら効果が大だなという気がする。

委員：ある事件の公判のときに，ビデオが証拠になったので，法壇の後ろに大きなテレビの画面を置いて，ビデオ再生してみんなで見られるようにした。それをテレビなどで放映してもらえれば，あんなことをやっているんだというのがよく分かってもらえると思う。そのような部分はやってもいいという

感じはするが、ただ、刑事事件の場合には被告人がいるので、テレビで法廷にいる姿が流されるというのは本人たちが同意もしていないのにいいのかという被告人の人権の問題もある。

また、放映されると、思ったことが言えない人があったり、それに対していろんな反響があったりして、そんなことを気にしながら発言、証言していると真実が明らかにならないという問題もある。そういうことからして、放映するにしても全面的に放映することは難しいのかなと思う。ただ、場合によってはさきほど言ったような場面とか、裁判所が法廷で何をやっているか知ってもらうために裁判所の方で撮影して、それをマスコミに使ってもらうということもあってもいいのかなという感じはする。

委員：法廷のテレビ放映は原則賛成だが、それは人権の配慮などの問題点を考慮した上でということになる。それは、原則的に禁止するのではなく、どこまでできるかできないか、マスコミと裁判所と、それから第三者で協議してやるべきだということである。そこまでやっているのかということ、裁判所ももっと身近になってくるだろうし、それから裁判員制度のことを考えれば、当然それは必要になってくるのではないかと思う。

- ・ 次回テーマ

国民の司法参加の在り方について～裁判員制度も視野に入れながら

- ・ 次回期日

平成16年10月19日(火) 13:30～16:00